

音訳奉仕事業 (草笛会・いさりびの会)

目的

視覚障がい者(児)が情報不足等にならないように、ボランティアの協力により広報等の音訳テープを作成しています。

対象者

市内に住んでいる視覚障がい者(児)

活動内容

現在音訳テープ作成に、2団体のボランティア団体が活動しています。なお、音訳テープは郵送でお届けしております。

①草笛会……「県民だより」の音訳テープの作成

②いさりびの会…「広報ふつつ」の音訳テープの作成

*なお、平成25年6月より「広報ふつつ」の音声データを、富津市ホームページ内の「音声広報」で公開しております。よろしければ聞いてみてください。

利用方法

音訳テープをご希望の方は当協議会までお申し込みください。

費用

無料です。
また、郵送料については、第四種郵便物により無料です。

音訳テープの返却方法

原則担当地区民生委員が自宅に伺い回収します。

音訳テープ作成ボランティア募集について

本事業に関心があり、ボランティア活動してみたい方は、当協議会へご連絡ください。



総合相談一覧

相談事業名	相談日	時間	場所	相談方法	相談員
法律相談	第1・3金曜日	13:30~16:25 1人25分間	市役所 第一市民相談室	面接予約制 87-9611	弁護士
子育て なんでも相談	第2・4金曜日	9:30~11:30	中央公民館 2階和室	面接	主任児童委員
シルバー相談	月曜日~金曜日	10:00~15:00	当協議会 事務室	電話 87-9611	シルバー相談員 (サービス提供責任者)
福祉相談 なんでも窓口	月曜日~金曜日	9:00~17:00	当協議会 事務室	電話 87-9611	当協議会 職員

※予約・お問い合わせのお電話の受付は、土・日・祝日・年末年始は除きます。また、相談日が祝日の場合はお休みとなります。

①法律相談とは…

契約している弁護士が法律に関する初期相談を行います。予約制。
*詳しくは、下段でご確認ください。

②子育てなんでも相談とは…

子育ての中で困ったことなどを、主任児童委員が相談を受けます。また、内容によっては専門機関などに繋がります。

③シルバー相談とは

高齢者が生活している中で困ったことなどを、相談員が相談を受けます。また、内容によっては専門機関などを紹介します。

④福祉相談なんでも窓口

福祉全般のことで困ったことやどこに相談すればいいのかわからないなどを、当協議会職員が相談を受けます。内容を確認して問題解決に向けての対応や専門機関などに繋がります。

法律相談

目的

社会生活の問題・お金の問題・子供のこと等、法的問題でお困りの方に、弁護士が初期アドバイスをさせていただきます。

利用日時

毎月第1・3金曜日 13時30分~16時25分まで
一人25分間の相談となります。

- ①13:30~13:55 ②14:00~14:25 ③14:30~14:55
- ④15:00~15:25 ⑤15:30~15:55 ⑥16:00~16:25

*事前に予約が必要になります。

費用

無料です。

利用できる方

市内に住んでいる方。



お問い合わせ先

当協議会にお問い合わせください。
予約は電話でも、当協議会にお越しいただいてもかまいません。